

給与所得者と税



給与所得者は、
ふだんどのように
税を納めているの？



給与やボーナスに対する所得税等

給与所得者の所得税等は、勤務先が毎月の給与やボーナスから源泉徴収し、その年の最後に給与を支払う際に年末調整で精算します。

月々の源泉徴収

毎月の給与やボーナスから源泉徴収される所得税等の額は、「給与所得の源泉徴収税額表」により計算します。

年末調整

1年間の給与総額に対する所得税等の額と毎月の給与から源泉徴収された所得税等の合計額は、次のような理由により、必ずしも一致しません。

- ① 生命保険料控除や地震保険料控除などは年末に一度に控除することとなっています。
- ② 子の結婚や就職などにより年の中途で控除対象扶養親族の数が変わる場合があります。

このため、主たる給与の支払者のもとで、その年の最後の給与の支払を受けるときに、過不足額の精算が行われます。これを「年末調整」といいます。大部分の給与所得者は、年末調整によって1年間の所得税等の納税が完了しますので、確定申告の必要はありません。

〈所得税の定額減税について〉

給与所得者の令和6年分所得税の定額減税については、主たる給与の支払者のもとで、給与等に係る源泉徴収税額から定額減税額の控除が行われます。詳細については国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)をご覧ください。

給与所得者は、
どのようなとき
確定申告をするの？



給与所得者の確定申告

給与所得者でも、確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると所得税等が還付される場合があります。

確定申告をしなければならない方

給与所得者でも、次のような方は確定申告をしなければなりません。

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ② 給与所得や退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える方
- ③ 2か所以上から給与の支払を受けている方のうち、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える方

注:還付申告の方は除きます。 など

給与所得者の特定支出控除

● 給与所得者の特定支出控除の特例は、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1を超える場合に、確定申告等により、その超える部分の金額を給与所得控除後の給与等の金額から控除できる制度です。

● 特定支出とは、①通勤費、②職務上の旅費、③転居費(転任に伴うもの)、④研修費、⑤資格取得費(人の資格を取得するための費用)、⑥帰宅旅費(単身赴任に伴うもの)、⑦勤務必要経費(図書費・衣服費・交際費等)のうち一定の要件を満たすものをいいます。

注:⑦勤務必要経費は、65万円が上限となります。

確定申告をすると所得税等が還付される場合

確定申告をする義務のない方でも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税等が還付されることがあります。

- ① マイホームを住宅ローン等を利用して取得した場合 など
→P27「マイホームを持ったとき」参照
- ② 一定の医療費を支払った場合 など
→P15「医療費を支払ったとき」参照
- ③ 災害や盗難にあった場合
→P21「災害等があったとき」参照
- ④ 年の中途で退職し、再就職していない場合
- ⑤ 給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受ける場合

など

〈控除を受けるための手続〉

この控除の適用を受けるためには、確定申告書等にその適用を受ける旨及び特定支出の額の合計金額を記載するとともに、給与等の支払者等の証明書や特定支出の金額を証する書類などが必要となります。



給与所得者の
所得税等は
どのように
計算しているの？



給与所得と所得税等のしくみ

給与所得者には、勤務に伴う必要経費の概算控除として、給与の収入金額に応じて「給与所得控除」を定めています。

勤務先から次の「給与所得の源泉徴収票」を交付されている国税太郎さんを例にとって、所得税等の額の計算方法を説明します。

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払元 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〇〇株式会社	支払先 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〇〇株式会社	給与支払者 〇〇株式会社	受給者 国税太郎
給与・賞与 5,300,000	給与所得控除額 3,800,000	源泉徴収された所得税等 1,860,000	給与所得の金額 (給与所得控除後の金額) 1,500,000
社会保険料等の金額 600,000	生命保険料の控除額 20,000	地震保険料の控除額 1	住宅借入金等特別控除の額 7,100
(源泉) 源泉徴収時所得税減税控除済額90,000円 控除外額0円			
令和6年3月10日	昭和46年3月10日	給与支払者 〇〇株式会社	受給者 国税太郎

年間の給与の収入金額
(いわゆる税込の年収)

所得控除額
(配偶者控除や社会保険料控除
などの控除の合計額)

源泉徴収された所得税等

給与所得の金額
(所得金額調整控除
以下①の控除)後の金額)

▶ 所得金額調整控除

所得金額調整控除を受けるための要件や控除額の計算については次のとおりです。算出した控除額は給与所得の金額から差し引かれます。

① 要件	<ul style="list-style-type: none"> ○給与の収入金額が850万円を超えていること ○次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・23歳未満の扶養親族 (P9参照) を有すること ・あなたが特別障害者 (P13参照) であること ・特別障害者である同一生計配偶者 (P14参照) 又は扶養親族 (P9参照) を有すること
控除額	(給与の収入金額 ^(注1) - 850万円) × 10% 【最高15万円】 注1: 給与の収入金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とします。
② 要件	○給与所得と公的年金等に係る雑所得 (P12参照) の金額の合計額が10万円を超えていること
控除額	(給与所得の金額 ^(注2) + 公的年金等に係る雑所得の金額 ^(注2)) - 10万円 【最高10万円】 注2: 10万円を超える場合は10万円とします。

給与所得者と税

① 給与所得の金額の計算

給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いて給与所得の金額を算出します。

国税太郎さんの
給与所得控除額は $530万円 \times 20\% + 44万円 = 150万円$

したがって
給与所得の金額は $530万円 - 150万円 = 380万円$ (※)

※給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受ける場合には、その適用を受ける金額を差し引いた後の金額となります。

◇ 給与所得控除額 (令和6年分)

収入金額	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	年収× 40% - 100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	年収× 30% + 80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	年収× 20% + 440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	年収× 10% + 1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円

注: 実際に収入金額が660万円までの場合には、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に当てはめて給与所得の金額を求めますので、上記の計算とは若干異なる場合があります。

② 課税所得金額の計算

給与所得の金額から所得控除額を差し引いて課税所得金額を算出します。所得控除には扶養控除など15種類あります。

国税太郎さんの
所得控除の
合計額は
社会保険料控除60万円+生命保険料控除2万円
+配偶者控除38万円+扶養控除38万円
+基礎控除48万円 = 186万円

したがって
課税所得金額は $380万円 - 186万円 = 194万円$

◎1,000円未満端数切捨て

③ 所得税額の計算

課税所得金額に所得税の税率を適用し、所得税額を算出します。所得税額は、「令和6年分所得税の税額表」で計算します。

国税太郎さんの
所得税額は $194万円 \times 5\% = 9万7,000円$

◇ 令和6年分所得税の税額表 [求める税額 = A × B - C]

A 課税所得金額	B 税率	C 控除額
1,000円から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円

④ 所得税等の額の計算

所得税額から、(定額減税額や(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額などの) 所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の所得税額(基準所得税額)と、その金額に2.1%を掛けて計算した復興特別所得税額を合計し、所得税等の額を計算します。

国税太郎さんの
基準所得税額は $9万7,000円 - 9万円 = 7,000円$

したがって
所得税等の額は $7,000円 + (7,000円 \times 2.1\%) = 7,100円$
◎100円未満端数切捨て

注: この例では定額減税額は本人分(3万円)と同一生計配偶者及び扶養親族分(1人につき3万円)の合計額の9万円となっています。